

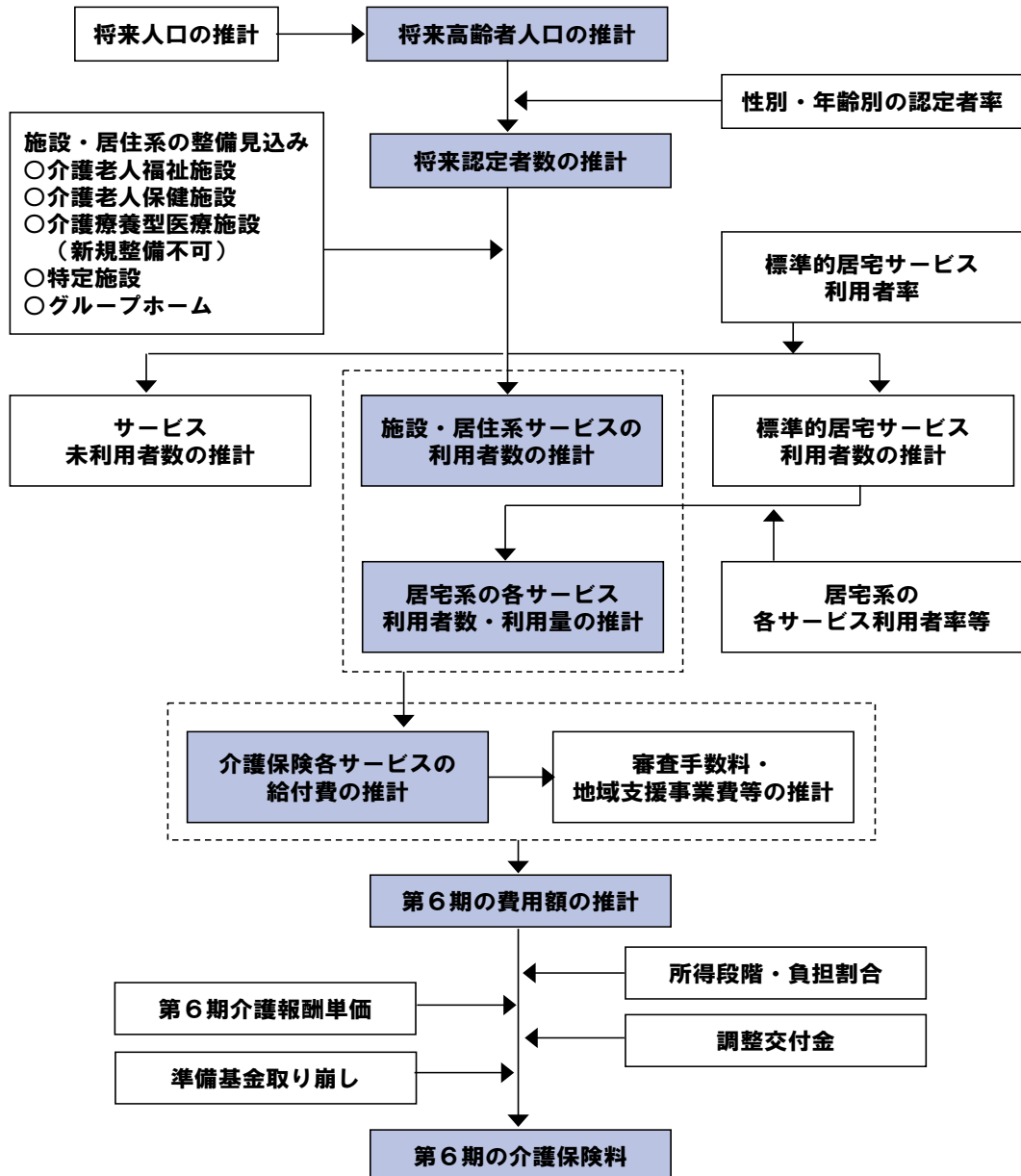
第3部
介護保険事業の現状と
見込み

第1章 被保険者の現状と見込み

第1節 推計方法

我が国では、高齢者介護を主に家族が担うという時代を経て、地域や社会で支え合ういわゆる“介護の社会化”の実現に向け、平成12年に介護保険制度が発足しました。介護保険は、65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上64歳以下の方を第2号被保険者として、各市町村が保険者になる仕組みとなっており、本市も介護保険事業の運営を行っています。ついては、本市の介護保険制度を適切に運営していくためには、サービス量や保険料を見積ることが重要となります。

このことから下記の方法で推計を行いました。



第2節 被保険者数

【推計の考え方：被保険者数】

- 平成 26 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口（性別・年齢別 1 歳ごと）を基に起点となる人口を設定しました。
※5 圏域別にそれぞれ推計し、それらの値を合算しました。
※住所地特例者数については、適用除外施設入所者数を考慮し、調整は加えず差し引きゼロとしました。
- 起点となる平成 26 年 10 月 1 日の人口を基に、「平成 24 年簡易生命表」（厚生労働省）の死亡率（性別・年齢別 1 歳ごと）を用いて平成 27 年 10 月 1 日の人口を推計し、同様に平成 28 年 10 月 1 日、平成 29 年 10 月 1 日、平成 37 年 10 月 1 日の人口まで推計しました。
- 流入（移動率）については、5 圏域別に算出したものを用いています。
- 出生率は平成 24 年を固定値として使用し、その値を 15～49 歳の女性人口を基に乗じたものを出生数として使用しています。

本市の被保険者数は、計画期間の最終年度である平成 29 年度に、第 1 号被保険者が 149,386 人、第 2 号被保険者が 216,675 人になると見込んでいます。

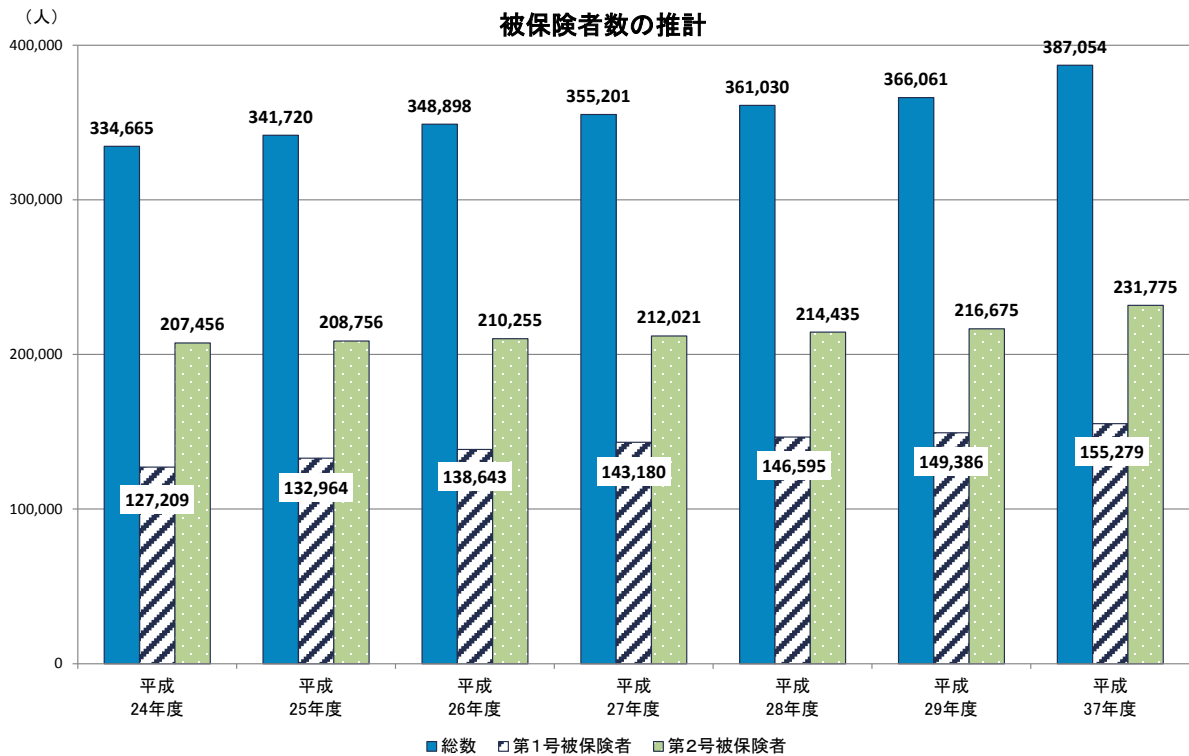
被保険者数 (人)	第5期実績			第6期計画			平成 37 年度
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
総数	334,665	341,720	348,898	355,201	361,030	366,061	387,054
第1号被保険者	127,209	132,964	138,643	143,180	146,595	149,386	155,279
65～74 歳	73,822	76,244	78,948	79,853	79,058	77,637	59,864
75 歳以上	53,387	56,720	59,695	63,327	67,537	71,749	95,415
第2号被保険者	207,456	208,756	210,255	212,021	214,435	216,675	231,775

※各年度 10 月 1 日現在

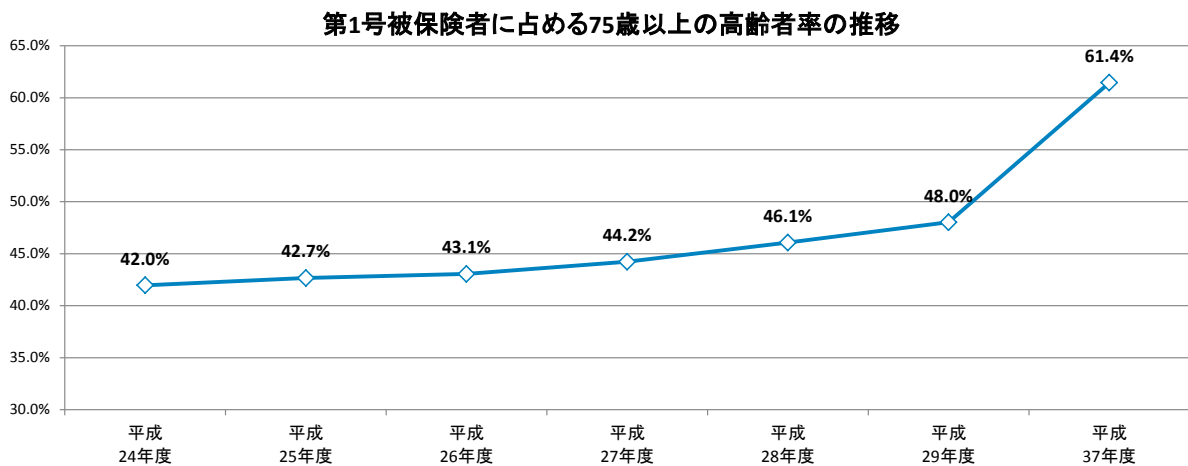
※第 1 号被保険者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の各年度 9 月末現在の数値

※第 2 号被保険者数の実績は、各年度 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口

第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合についてみると、平成26年度の43.1%から平成29年度には48.0%へと4.9ポイント上昇するものと予測されます。



※各年度10月1日現在



※各年度10月1日現在

第3節 要支援・要介護認定者数

【推計の考え方：認定者数】

認定者数は、平成26年度途中までの実績に基づく性別・年齢別・要介護度別の認定者出現率に将来の性別・年齢別被保険者数を乗じて推計しました。

認定者数は、平成26年度の21,722人から平成29年度には27,454人にまで増加し、第1号被保険者数に対する認定者率は、同期間に15.7%から18.4%にまで上昇するものと見込んでいます。認定者率が上昇するのは、高齢者（65歳以上）に占める75歳以上の方の割合が上昇することに伴うものです。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
認定者数(人)	18,598	20,182	21,722	23,540	25,433	27,454	39,585
認定者率	14.6%	15.2%	15.7%	16.4%	17.3%	18.4%	25.5%

※認定者率は「認定者数÷第1号被保険者数」

※各年度10月1日現在

要支援・要介護度別の認定者数については、次のとおりです。認定者に占める要介護者（要介護1～5）の比率についてみると、平成26年度の74.4%から本計画期間においては74.0%から73.3%の水準でやや減少傾向にあります。一方、要支援者（要支援1～2）の比率は平成26年度の25.6%から本計画期間において26.0%から26.7%と増加傾向にあります。

また、本計画期間より、要支援者等を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行されますが、今現在、どのくらいの方が要支援認定を受けず、利用していくか見込めないため、推計値とします。

被保険者数 (人)	第5期実績			第6期計画			平成 37年度	
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
認定者計	18,598	20,182	21,722	23,540	25,433	27,454	39,585	
要支援1	2,036	2,421	2,664	3,015	3,385	3,793	5,406	
要支援2	2,538	2,583	2,904	3,107	3,320	3,548	4,823	
要介護1	3,869	4,474	4,924	5,538	6,201	6,930	10,555	
要介護2	3,333	3,471	3,773	4,033	4,302	4,589	6,718	
要介護3	2,550	2,649	2,743	2,856	2,960	3,057	4,058	
要介護4	2,232	2,433	2,488	2,647	2,805	2,963	4,313	
要介護5	2,040	2,151	2,226	2,344	2,460	2,574	3,712	
認定者構造	要支援者	24.6%	24.8%	25.6%	26.0%	26.4%	26.7%	25.8%
	要介護者	75.4%	75.2%	74.4%	74.0%	73.6%	73.3%	74.2%

※各年度10月1日現在

第2章 第6期介護保険事業計画の施設等整備方針

第1節 日常生活圏域

本市は、市総合計画における行政ブロックを5つの地区（南部・西部・中部・東部・北部）で設定しています。

介護保険事業計画が調和を求められている市総合計画や地域福祉計画の地区とも一致させるために、第3期計画において5つの日常生活圏域を設置しました。



第2節 地域包括支援センターの配置整備方針

1 第3期介護保険事業計画「直営5か所」

地域包括支援センターの設置区域については、市町村の判断により任意に設置することが可能とされております。本市においては、地域包括支援センターの担当地区と日常生活圏域とを一致させ、平成18年4月に5つの日常生活圏域ごとに1か所ずつ直営で設置しました。

2 第4期介護保険事業計画「直営5か所＋委託3か所」

平成23年4月に担当地区の高齢者人口、面積及び直営センターの設置場所等を考慮して「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、それぞれ民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。

3 第5期介護保険事業計画「直営5か所＋委託4か所」

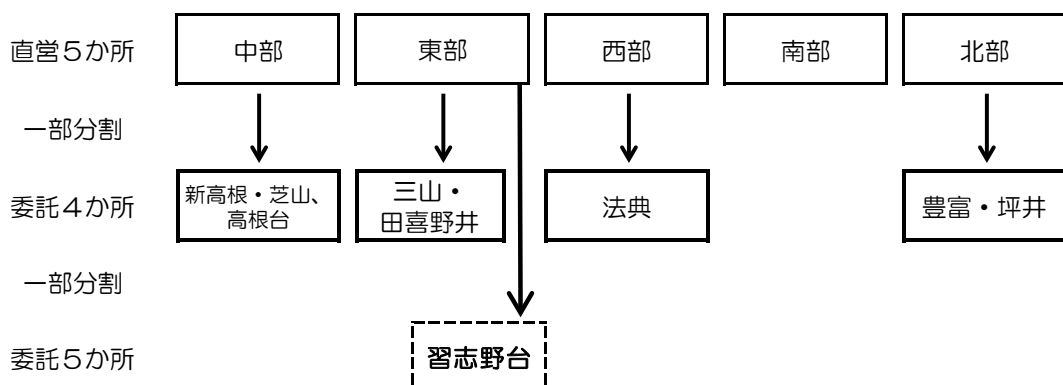
平成25年4月に、中部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

4 第6期介護保険事業計画「直営5か所＋委託5か所」

今後は、直営の地域包括支援センターが担当する地区コミュニティにおいて高齢者人口が、1万人を超える地区については、在宅介護支援センターの機能強化の観点から地域包括支援センターへ移行する必要があります。

該当する地区コミュニティは、「習志野台」地区となることから、東部地域包括支援センターの担当する圏域の一部を分割し、分割先を民間事業者へ委託します。開設は、平成27年度に委託事業者の特定を行い、平成28年4月を予定しています。

なお、現時点での将来推計では、本計画期間内に新たに地区コミュニティの高齢者人口が1万人を超える地区は存在しません。



第3節 施設等基盤整備に関する基本的考え方

1 施設整備の考え方

第6期介護保険事業計画では、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域、居宅での生活が継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、在宅での介護が難しい重度の要介護者など、高齢者それぞれの状態に応じた多様なニーズに対応するため、第5期計画における実績や要介護認定者の増加数などを踏まえ、施設整備を計画していきます。

2 施設等整備計画数の設定

(1) 施設別の整備の考え方

[介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設]

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図り、施設入所の必要性が高い高齢者が入所できるように整備を進めていきます。

なお、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）については、広域型介護老人福祉施設を整備することから、本計画期間では整備数を見込まないものとします。

[介護老人保健施設]

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。在宅復帰の機能を果たせるように整備を進めていきます。

[介護療養型医療施設]

介護療養型医療施設は、国において、平成24年度以降は新設を認めないとしていることから、新たな整備は行わないものとします。なお、現在本市に介護療養型医療施設はなく、市外施設を利用している方がいるのみとなっています。

[認知症対応型共同生活介護]

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、住み慣れた地域の中で継続的な生活を送ることができるようにすることを目的とした地域密着型サービスに位置付けられ、認知症高齢者支援の一環として重要なものであることから、適正配置に配慮しながら引き続き整備を進めていきます。

[特定施設（混合型）]

要介護度の低い高齢者の中にも施設介護を希望する方がいる現状を踏まえ、高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいの一つとして特定施設の整備を進めていきます。

(2) 施設別整備計画数

施設別の整備の考え方を踏まえ、整備計画数については次のように設定します。

介護保険3施設及び居住系サービス整備計画数

(単位：床)

	第5期末 整備済 予定数	第6期整備計画数				第6期末 整備済 予定数
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	計	
介護老人福祉施設 (広域型)	1,969	0	240	0	240	2,209
介護老人福祉施設 (地域密着型)	78	0	0	0	0	78
介護老人保健施設	1,315	0	200	200	400	1,715
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
小計	3,362	0	440	200	640	4,002
認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	791	0	0	72	72	863
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	70	0	0	0	0	70
特定施設入居者生活介護 (地域密着型)	87	0	0	0	0	87
小計	948	0	0	72	72	1,020
合計	4,310	0	440	272	712	5,022

特定施設入居者生活介護 (混合型)	946	0	100	0	100	1,046
総合計	5,256	0	540	272	812	6,068

(3) 施設・居住系以外の地域密着型サービス整備計画数

※整備数は目標値であり、それ以上の整備を制限するものではありません。

[定期巡回・随時対応型訪問介護看護] (第5期末整備済数 5事業所)

重度者を始めとした要介護認定者の在宅生活を支えるためには、今後介護サービスと看護サービスを包括的・継続的に提供できるような体制を整える必要があることから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業整備を推進していきます。

第5期計画では、各圏域に1事業所の整備を目標としておりましたが、東部圏域で未整備となっております。そのため、本計画期間でも、引き続き各圏域に1事業所を整備目標とします。また、利用者が伸び悩んでいる事業所もあることから、事業の周知に努めます。

[夜間対応型訪問介護] (第5期末整備済数 1事業所)

夜間対応型訪問介護サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備計画に重点を置くことから、本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

[認知症対応型通所介護] (第5期末整備済数 7事業所)

認知症対応型通所介護は、認知症の方やその家族の在宅生活を支えるために今後も事業整備を推進していきます。平成29年度までに各圏域に新たに1事業所の整備数を設定します。

[小規模多機能型居宅介護] (第5期末整備済数 8事業所)

小規模多機能型居宅介護は、訪問・通い・泊りを組み合わせ柔軟性のあるサービスを包括的に供給することにより、在宅要介護者の居宅生活を支えるものであることから、今後も事業整備を推進していきます。平成29年度までに各圏域に新たに1事業所の整備数を設定します。

[看護小規模多機能型居宅介護] (第5期末整備済数 0事業所)

医療ニーズの高い在宅要介護者に、看護サービスと介護サービスを組み合わせ、より利用者ニーズに対応したサービスを提供できるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数サービスを組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護の事業整備については、平成29年度までに1事業所の整備数を設定します。

※看護小規模多機能型居宅介護

「小規模多機能型居宅介護・訪問看護複合型サービス」を介護保険法施行規則第17条の10により平成27年4月1日に改称

【地域密着型通所介護】

介護保険制度の改正により、平成28年4月1日より、定員18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに位置づけられ、地域密着型通所介護となる予定です。

平成26年10月1日現在で、通所介護事業所142事業所のうち、86事業所が小規模な通所介護事業所ですが、全てが地域密着型通所介護となるわけではなく、通所介護事業所（大規模型・通常規模型）のサテライト事業所や小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所に移行する選択肢もあります。

そのため、本計画期間においては整備数は見込まず、地域密着型通所介護への移行状況に応じて対応してまいります。

（4）その他の施設について

[養護老人ホーム]

養護老人ホームは、入院を必要としない健康状態であるものの、やむを得ない事情で在宅生活が困難な方のための施設で、要介護状態になっても暮らし続けられるような体制を整えており、1施設が整備されています。本計画期間においては、整備数を見込まないものとします。

[軽費老人ホーム]

軽費老人ホームは、身体機能の低下があり、また高齢などのため独立して生活するのに不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方のための施設で、8施設が整備済みです。本計画期間においては、整備済の施設によって利用に対応できているため、整備数を見込まないものとします。

[老人福祉センター]

現在、船橋市内には5つの行政ブロックにそれぞれ一つずつ老人福祉センターが設置されています。本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

第3章 サービス量推計

第1節 サービス種類ごとの現状と見込み量

第6期計画期間中におけるサービス種類ごとの現状と見込み量については、次のとおりです。

[推計の考え方：サービス見込み量]

- 見込み量は、本市の要介護認定実績と介護報酬請求実績を踏まえながら、要介護認定者数の増加を考慮し、各サービスの整備見通し（平成27年～平成29年）を加えて推計しました。なお、平成37年の整備見通しについては、同様に推計しております。
- 第5期計画期間で整備予定の施設が第6期中に稼働するため、施設サービスは増加します。その影響から、居宅系サービスの利用が一時的に減少ないし横ばいとなります。
- 介護予防訪問介護、介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行することから、減少するものと見込まれます。
- 介護報酬の請求情報を基に推計しているため、報酬体系により単位が異なります。（例：訪問介護と通所介護の報酬は、予防給付では「1月あたり〇〇円」と設定されているため、請求情報からは利用回数を集計できず、単位が「人」になります。一方、介護給付では「1回あたり〇〇円」と設定されているため、単位が「回」になります。）
- 単位が「人」になっているものは、月ごとの延べ人数です。（ある1人の被保険者が12か月間毎月サービスを利用した場合、12人になります。）
- 本節で記載している数値は、推計した各年度月あたり人数（回数）に12を掛け合わせ、各年度延べ人数（回数）として算出しています。

＜サービス種類体系＞

居宅(介護予防)サービス	(1)訪問介護
	(2)訪問入浴介護
	(3)訪問看護
	(4)訪問リハビリテーション
	(5)居宅療養管理指導
	(6)通所介護
	(7)通所リハビリテーション
	(8)短期入所生活介護
	(9)短期入所療養介護
	(10)特定施設入居者生活介護
	(11)福祉用具貸与
	(12)福祉用具販売
	(13)住宅改修
	(14)介護予防支援・居宅介護支援
地域密着型サービス	(15)定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	(16)夜間対応型訪問介護
	(17)認知症対応型通所介護
	(18)小規模多機能型居宅介護
	(19)認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	(20)地域密着型特定施設入居者生活介護
	(21)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	(22)看護小規模多機能型居宅介護
	(23)地域密着型通所介護
施設サービス	(24)介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	(25)介護老人保健施設
	(26)介護療養型医療施設

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(1) 訪問介護

介護福祉士やホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事を行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	15,465 人	15,264 人	15,656 人	16,080 人	8,252 人		
介護給付	1,031,175 回	1,051,427 回	1,073,863 回	994,192 回	1,010,606 回	1,022,135 回	1,146,312 回
	44,833 人	47,363 人	49,161 人	48,394 人	50,488 人	52,884 人	70,034 人

※予防給付について、「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しますが、平成28年度は移行期、平成29年度には完全移行いたします。

(2) 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介護を行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	64 回	0 回	0 回	101 回	106 回	106 回	302 回
	16 人	0 人	0 人	24 人	25 人	25 人	72 人
介護給付	20,248 回	19,970 回	19,529 回	16,357 回	16,446 回	17,204 回	19,856 回
	4,210 人	4,121 人	4,071 人	3,420 人	3,445 人	3,553 人	4,119 人

(3) 訪問看護

主治医の指示に基づき看護師や理学療法士などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。訪問看護は、介護保険ではなく医療保険からの給付となる場合もあります。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	4,933回	6,265回	7,573回	9,162回	10,994回	13,112回	25,321回
	618人	711人	847人	974人	1,113人	1,268人	1,841人
介護給付	86,299回	98,521回	109,568回	111,836回	125,060回	134,225回	253,484回
	11,568人	12,391人	13,299人	13,112人	14,231人	14,971人	23,324人

(4) 訪問リハビリテーション

心身の機能の維持回復や日常生活上の自立を図るために、医師の診療に基づく計画的な医学的管理の下、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	3,594回	3,237回	3,478回	3,400回	3,637回	3,739回	3,790回
	396人	372人	450人	478人	557人	627人	1,199人
介護給付	59,123回	66,179回	72,556回	72,660回	79,804回	84,224回	126,905回
	5,452人	6,268人	6,813人	6,926人	7,672人	8,236人	13,464人

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。医療保険の給付となる訪問診療や往診とは異なります。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	1,265回	1,429回	1,613回	1,809回	2,030回	2,279回	3,493回
介護給付	27,393回	31,108回	35,269回	36,319回	41,067回	44,318回	72,904回

(6) 通所介護

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	12,423人	14,580人	17,220人	20,028人	11,616人		
介護給付	477,823回	513,533回	571,052回	592,452回	418,921回	447,965回	690,068回
	50,632人	54,875人	61,129人	64,092人	45,600人	49,296人	78,876人

※予防給付について、「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しますが、平成28年度は移行期、平成29年度には完全移行いたします。

(7) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	1,285人	1,300人	1,706人	1,995人	2,350人	2,787人	4,218人
介護給付	87,882回	96,000回	104,622回	107,860回	117,601回	123,356回	173,778回
	11,412人	12,476人	13,768人	14,373人	15,839人	16,957人	26,383人

(8) 短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練を行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	909日	874日	1,594日	2,288日	2,681日	3,604日	5,825日
	183人	188人	265人	360人	408人	528人	588人
介護給付	111,855日	120,820日	131,868日	144,934日	149,234日	157,261日	231,017日
	9,976人	10,169人	10,912人	11,784人	11,736人	12,240人	14,196人

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(9) 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話を行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	257日	199日	148日	256日	395日	445日	1,264日
	26人	13人	12人	18人	24人	24人	36人
介護給付	29,791日	28,700日	30,417日	26,814日	28,902日	31,236日	46,061日
	3,275人	3,145人	3,006人	2,579人	2,640人	2,712人	2,856人

(10) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	918人	978人	1,047人	1,356人	1,416人	1,337人	1,560人
介護給付	7,256人	7,816人	8,601人	11,652人	12,804人	12,888人	15,780人

(11) 福祉用具貸与

車椅子・介護用ベッド・歩行器など、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出します。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	5,789人	6,260人	7,171人	7,935人	8,791人	9,756人	14,815人
介護給付	52,076人	56,963人	62,281人	63,616人	70,049人	74,886人	120,476人

(12) 福祉用具販売

入浴や排せつに用いるものなど、貸し出しにはなじまない肌が直接接触れる福祉用具の購入費用について、年間10万円を上限にその9割又は8割を支給します。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	301人	311人	309人	305人	307人	310人	357人
介護給付	1,476人	1,425人	1,507人	1,443人	1,512人	1,584人	2,265人

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(13) 住宅改修

手すりの取付けや段差解消など小規模な住宅改修の費用について、20万円を上限に9割又は8割を支給します。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	389人	512人	572人	687人	821人	979人	1,454人
介護給付	1,126人	1,182人	1,367人	1,416人	1,548人	1,645人	2,367人

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

利用者の心身の状況や希望に応じてケアプランを作成します。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	27,972人	29,821人	32,829人	35,356人	38,104人	41,138人	53,281人
介護給付	95,996人	103,589人	111,007人	112,997人	121,716人	128,038人	188,932人

(15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 **地域密着型**

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付							
介護給付	193人	1,177人	2,717人	4,085人	4,177人	4,341人	8,489人

◇平成27年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0施設	1施設	1施設	1施設	2施設	5施設

(16) 夜間対応型訪問介護 **地域密着型**

夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーが介護や家事の援助を行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付							
介護給付	0人	3人	0人	120人	125人	130人	144人

◇平成27年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0施設	1施設	0施設	0施設	0施設	1施設

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(17) 認知症対応型通所介護 **地域密着型**

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。認知症の方は通常の通所介護も利用できますが、認知症対応型通所介護は認知症対応に特化したものです。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	23回	0回	0回	0回	0回	0回	0回
	6人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
介護給付	8,013回	10,017回	12,562回	18,899回	19,303回	19,740回	44,284回
	915人	1,145人	1,479人	2,185人	2,185人	2,190人	3,786人

◇平成27年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	3施設	1施設	1施設	1施設	1施設	7施設

(18) 小規模多機能型居宅介護 **地域密着型**

サービス拠点への通所を中心として、訪問と短期宿泊も組み合わせて、1つの事業所が入浴、食事の提供、機能訓練などを行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	69人	78人	74人	74人	74人	74人	108人
介護給付	1,093人	1,286人	1,536人	1,728人	2,330人	3,227人	4,694人

◇平成27年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	2施設	2施設	0施設	2施設	2施設	8施設

(19) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 地域密着型

認知症のため介護を必要とする方に対して、共同生活を営む住居において、介護や機能訓練を行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	9人	2人	0人	0人	0人	0人	0人
介護給付	6,035人	6,894人	7,357人	9,408人	9,408人	10,272人	11,568人

◇平成27年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	9施設	8施設	4施設	9施設	9施設	39施設

(20) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型

定員29人以下の有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付	/	/	/	/	/	/	/
介護給付	352人	610人	711人	1,068人	1,068人	1,068人	1,728人

◇平成27年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	1施設	0施設	0施設	1施設	0施設	2施設

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(21) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
予防給付	/	/	/	/	/	/	/
介護給付	209 人	797 人	1,409 人	1,409 人	1,409 人	1,409 人	2,059 人

◇平成 27 年 3 月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0 施設	0 施設	0 施設	2 施設	1 施設	3 施設

(22) 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、ニーズに応じて柔軟にサービスを提供します。

	第5期実績			第6期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
予防給付	/	/	/	/	/	/	/
介護給付	0 人	0 人	0 人	300 人	300 人	300 人	2,256 人

※看護小規模多機能型居宅介護

「小規模多機能型居宅介護・訪問看護複合型サービス」を介護保険法施行規則第 17 条の 10 により平成 27 年 4 月 1 日に改称

(23) 地域密着型通所介護 地域密着型

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付							
介護給付					230,569回	246,554回	379,805回
					25,104人	27,132人	43,416人

※平成28年4月1日から新設予定

(24) 介護老人福祉施設

特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付							
介護給付	17,303人	17,764人	17,949人	23,016人	23,016人	26,340人	38,448人

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(25) 介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話などを行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付							
介護給付	12,410人	12,802人	12,589人	13,788人	16,188人	18,588人	26,640人

(26) 介護療養型医療施設

療養病床などに入院し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療を行います。

	第5期実績			第6期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
予防給付							
介護給付	1,453人	1,448人	1,513人	1,512人	1,512人	1,512人	1,512人

第2節 市町村特別給付

1 市町村特別給付

本市では、重点項目に掲げる認知症高齢者等の在宅生活を支援するため、介護保険法第62条に規定する市町村特別給付として「認知症訪問支援サービス」を実施します。

認知症高齢者等の在宅生活を継続するために必要となる「不穩の解消」、「搜索等」、「介護者不在時の見守り」について、このサービスを提供することにより、本人及び認知症高齢者等を抱える家族の支援を行います。

【認知症訪問支援サービスの概要】

(1) 対象者

認知症訪問支援サービスは、介護保険の訪問介護、介護予防訪問介護の利用者で、主治医意見書または認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の方を対象とします。

(2) サービスの見込量

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
延利用件数／年	330 件	416 件	524 件	1,385 件
給付費	3,353 千円	4,252 千円	5,416 千円	14,484 千円

※給付費3か年（第6期計画期間）計：13,022千円

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

第3節 介護保険財政と介護保険料

1 介護保険給付費等の見込み

(1) 介護給付費の見込み

(単位：千円)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	計 (第6期期間)	平成 37年度
居宅サービス					
訪問介護	3,221,278	3,266,998	3,313,460	9,801,736	3,698,087
訪問入浴介護	199,216	199,625	208,717	607,558	241,073
訪問看護	557,628	620,646	662,516	1,840,790	1,256,239
訪問リハビリテーション	215,818	236,523	249,745	702,086	375,749
居宅療養管理指導	406,311	457,969	493,277	1,357,557	811,004
通所介護	4,704,523	3,303,064	3,489,428	11,497,015	5,378,669
通所リハビリテーション	965,656	1,050,541	1,092,841	3,109,038	1,594,412
短期入所生活介護	1,245,045	1,279,168	1,344,845	3,869,058	1,975,344
短期入所療養介護	296,149	319,786	347,714	963,649	520,202
福祉用具貸与	872,236	943,832	981,745	2,797,813	1,552,817
特定福祉用具購入費	44,167	44,886	45,434	134,487	62,954
住宅改修費	129,270	140,468	147,652	417,390	211,020
特定施設入居者生活介護	2,323,278	2,534,411	2,536,647	7,394,336	3,074,582
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	505,881	506,156	523,362	1,535,399	1,007,849
夜間対応型訪問介護	3,910	3,975	4,072	11,957	4,573
認知症対応型通所介護	217,600	222,978	229,090	669,668	520,194
小規模多機能型居宅介護	311,997	405,807	542,510	1,260,314	775,651
認知症対応型共同生活介護	2,427,176	2,427,704	2,655,753	7,510,633	2,999,229
地域密着型特定施設入居者 生活介護	204,626	205,548	205,621	615,795	326,649
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	296,218	296,281	296,281	888,780	431,885
看護小規模多機能型居宅介護	66,426	67,597	67,622	201,645	499,095
地域密着型通所介護		1,817,966	1,920,538	3,738,504	2,960,353
施設サービス					
介護老人福祉施設	5,822,167	5,822,686	6,647,742	18,292,595	9,738,001
介護老人保健施設	3,770,934	4,418,876	5,074,102	13,263,912	7,270,895
介護療養型医療施設	539,504	538,462	538,462	1,616,428	538,609
居宅介護支援	1,587,426	1,702,956	1,780,693	5,071,075	2,622,976
介護給付費計	30,934,440	32,834,909	35,399,869	99,169,218	50,448,111

(2) 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	計 (第6期期間)	平成 37年度
介護予防サービス					
介護予防訪問介護	296,467	151,737	0	448,204	0
介護予防訪問入浴介護	3,830	4,014	4,014	11,858	11,468
介護予防訪問看護	32,802	39,277	46,831	118,910	90,424
介護予防訪問 リハビリテーション	10,267	10,966	11,280	32,513	11,565
介護予防居宅療養管理指導	17,727	19,835	22,263	59,825	34,109
介護予防通所介護	663,192	380,589	0	1,043,781	0
介護予防通所 リハビリテーション	67,047	72,782	80,219	220,048	118,373
介護予防短期入所生活介護	13,224	15,223	20,272	48,719	32,839
介護予防短期入所療養介護	1,321	2,035	2,290	5,646	6,506
介護予防福祉用具貸与	38,866	42,973	47,598	129,437	72,174
特定介護予防福祉用具購入費	7,854	7,889	7,895	23,638	9,065
介護予防住宅改修	78,316	92,717	109,662	280,695	161,326
介護予防特定施設入居者 生活介護	135,139	147,156	146,348	428,643	173,894
地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	5,247	5,350	5,426	16,023	8,060
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	159,984	172,069	185,751	517,804	240,543
予防給付費計	1,531,283	1,164,612	689,849	3,385,744	970,346

(3) 介護給付費と予防給付費を合わせた見込み（総給付費）

(単位：千円)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	計 (第6期期間)	平成 37年度
介護給付費計	30,934,440	32,834,909	35,399,869	99,169,218	50,448,111
予防給付費計	1,531,283	1,164,612	689,849	3,385,744	970,346
総給付費見込額	32,465,723	33,999,521	36,089,718	102,554,962	51,418,457

(4) 標準給付費見込額

介護給付と予防給付の居宅（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの給付費見込を合計したものに、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた金額が「標準給付費見込額」になります。

(単位：千円)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	計 (第6期期間)	平成 37年度
総給付費(一定以上所得者 負担の調整後)	32,234,461	33,636,607	35,713,079	101,584,147	50,879,595
総給付費	32,465,723	33,999,521	36,089,718	102,554,962	51,418,457
(一定以上所得者負担分)	231,262	362,914	376,639	970,815	538,862
特定入所者介護サービス費等 給付額(資産等勘案調整後)	913,176	883,306	924,244	2,720,726	1,316,444
特定入所者介護サービス 費等給付額	1,018,305	1,071,232	1,135,037	3,224,574	1,616,687
補足給付の見直しに伴う 財政影響額	105,129	187,926	210,793	503,848	300,243
高額介護サービス費等給付額	623,737	650,868	691,048	1,965,653	994,947
高額医療合算介護サービス費等 給付額	91,868	95,864	101,782	289,515	146,543
算定対象審査支払手数料	31,820	33,323	35,372	100,515	50,396
標準給付費見込額	33,895,062	35,299,969	37,465,525	106,660,557	53,387,924

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

(5) 地域支援事業費見込額

平成28年度から「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行分及び包括的支援事業に新たに追加となる認知症施策の推進、生活支援の充実・強化、在宅医療・介護連携の推進に関する費用を含め、地域支援事業費を見込みます。

(単位：千円)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	計 (第6期期間)	平成 37年度
地域支援事業費	831,505	1,703,872	2,592,190	5,127,567	2,854,036
介護予防・日常生活支援 総合事業費	147,477	689,437	1,487,637	2,324,551	2,076,318
包括的支援事業・任意事業費	684,028	1,014,435	1,104,553	2,803,016	777,718

(6) 第1号被保険者の負担額（介護保険事業財政調整基金取崩前）

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（24.8%）、地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（22%）と調整交付金が5%に満たない分（2.8%）、市町村特別給付費の4つを合計した額が、第1号被保険者の負担額となります。

（単位：千円）

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（24.8%）※1 〈(22%(標準の負担割合)+2.8(調整交付金が5%に満たない分))〉	26,451,818
地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（22%）※2	1,128,065
地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業費のうち第1号被保険者の負担分2.8% (調整交付金が5%に満たない分・平成28年度より)※3	60,958
市町村特別給付費（全額が第1号被保険者の負担）	13,022
合計 第1号被保険者の負担額（介護保険事業財政調整基金取崩前）	27,653,863

※1 標準給付費見込み額のうち第1号被保険者の負担分（24.8%）は3年間

※2 地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（22%）は3年間

※3 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を実施する平成28年度からは、地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費についての第1号被保険者の負担割合は調整交付金が5%に満たない分（2.8%）が加わります。

(7) 介護保険事業財政調整基金の取崩

介護保険料額を抑制するため、市の介護保険事業財政調整基金を取り崩し、第1号被保険者の負担額を減じます。

市の介護保険事業財政調整基金は、平成27年3月末時点で12億7,400万円程度となりますので、その内12億4,170万円を取り崩します。

（単位：千円）

第1号被保険者の負担額（介護保険事業財政調整基金取崩前）	27,653,863
市の介護保険事業財政調整基金取崩額	1,241,700
第1号被保険者保険料必要収納額	26,412,163

(8) 保険料基準額（弾力化後・年額）

予定保険料収納率、市の保険料段階設定に応じた所得段階別加入割合補正後の被保険者数を反映し、保険料の基準額を算定します。所得段階別加入割合補正後の被保険者数とは、所得段階別加入人数を、各所得段階別の負担割合(基準額である 59,520 円に対する保険料率)で補正したものです。

平成27年～29年までの保険料基準額

第1号被保険者保険料必要収納額（千円）	26,412,163
	÷
予定保険料収納率（％）	98.0
	÷
所得段階別加入割合補正後の被保険者数（人）	452,812
	≡
保険料基準額（弾力化後・年額）（円）	59,520

平成37年度の保険料基準額

保険料基準額（弾力化後・年額）（円）	88,652
--------------------	--------

※現段階での推計値となっております。

(9) 所得段階別第1号被保険者保険料

① 第1段階と第2段階を統合

制度改正により、平成27年度からは第1段階と第2段階を統合しました。また、特例区分がなくなり、全16段階となりました。

② 課税者の負担割合見直し

基準額が上昇する中、開きのあった段階間の負担割合の差を是正し、すべての負担割合の差が0.2以内となるよう設定しました。

保険料段階表

所得 段階	合計所得金額	負担 割合	保険料額	
			月額 保険料	年間 保険料
1	生活保護等を受けている人及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人と、世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45	2,232 円	26,784 円
2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.60	2,976 円	35,712 円
3	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.70	3,472 円	41,664 円
4	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.85	4,216 円	50,592 円
5	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	4,960 円	59,520 円
6	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円以下の人	1.10	5,456 円	65,472 円
7	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円を超え、125万円以下の人	1.15	5,704 円	68,448 円
8	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え、200万円未満の人	1.30	6,448 円	77,376 円
9	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	7,440 円	89,280 円
10	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	8,432 円	101,184 円
11	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.80	8,928 円	107,136 円
12	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.90	9,424 円	113,088 円
13	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	2.00	9,920 円	119,040 円
14	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.10	10,416 円	124,992 円
15	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.30	11,408 円	136,896 円
16	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	2.50	12,400 円	148,800 円

(10) 所得段階別被保険者数

所得段階	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計	割合	平成 37 年度
1	23,999 人	24,571 人	25,039 人	73,609 人	16.8%	26,108 人
2	7,376 人	7,552 人	7,696 人	22,624 人	5.2%	8,013 人
3	7,923 人	8,112 人	8,266 人	24,301 人	5.5%	8,616 人
4	26,245 人	26,871 人	27,382 人	80,498 人	18.3%	28,380 人
5	15,302 人	15,666 人	15,965 人	46,933 人	10.7%	16,691 人
6	7,255 人	7,428 人	7,569 人	22,252 人	5.1%	7,806 人
7	7,963 人	8,154 人	8,309 人	24,426 人	5.6%	8,627 人
8	20,737 人	21,231 人	21,636 人	63,604 人	14.5%	22,505 人
9	12,849 人	13,156 人	13,406 人	39,411 人	9.0%	13,896 人
10	5,511 人	5,642 人	5,750 人	16,903 人	3.8%	5,959 人
11	2,517 人	2,577 人	2,626 人	7,720 人	1.8%	2,729 人
12	1,227 人	1,256 人	1,280 人	3,763 人	0.9%	1,330 人
13	767 人	785 人	800 人	2,352 人	0.5%	825 人
14	1,296 人	1,327 人	1,353 人	3,976 人	0.9%	1,401 人
15	991 人	1,015 人	1,034 人	3,040 人	0.7%	1,070 人
16	1,222 人	1,252 人	1,275 人	3,749 人	0.9%	1,323 人
計	143,180 人	146,595 人	149,386 人	439,161 人	100%	155,279 人

※表における比率(%)は、四捨五入の関係で内訳の合計が100%にならない場合あり

(11) 財源構成

平成27年度から平成29年度までの財源構成は次のとおりとなります。

財源構成	標準給付費	市町村 特別給付費	地域支援事業費	
			介護予防・ 日常生活支援 総合事業費	包括的支援 ・任意事業費
第1号被保険者保険料 (65歳以上)	24.8%※1	100%	22% 24.8%※3	22%
第2号被保険者保険料 (40～64歳)	28.0%	—	28%	—
国庫負担金(※) (施設給付費分等)	22.2%※1 (17.2%)※2	—	25% 22.2%※3	39.0%
県の負担金	12.5% (17.5%)※2	—	12.5%	19.5%
市の負担金	12.5%	—	12.5%	19.5%

- ※1 国の負担金は25%が標準ですが、65歳以上の高齢者のうち75歳以上の方が占める割合と所得分布状況を市町村間で調整するため、うち5%が調整交付金となっており、市町村により変動します。本市では、調整交付金が2.2%と見込まれます。5%に満たない分(2.8%)は第1号被保険者保険料の負担になり、標準の22%と合わせて計24.8%になります。国庫負担金は22.2%となります。
- ※2 標準給付費のうち施設給付費と特定入所者介護サービス費は、国と県の負担割合が異なります。県の負担金は12.5%+5%=17.5%、国の負担金は22.2%-5%=17.2%程度となります。
- ※3 地域支援事業費の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業を平成28年度から実施した場合、介護予防・日常生活支援総合事業費については調整交付金の対象となり、上記と異なるものになります。第1号被保険者保険料が調整交付金の5%に満たない分(2.8%)と標準の22%と合わせ計24.8%になります。国庫負担分は22.2%となります。

第4節 給付適正化

保険給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、保険給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に寄与するものです。

給付適正化の「3つの要」

- 1 要介護認定の適正化
- 2 ケアマネジメント等の適正化
- 3 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

本市においては、次に示す個別の適正化事業の実施を図ります。

- 1 要介護認定の適正化
 - ・認定調査内容の点検
- 2 ケアマネジメント等の適正化
 - ・ケアプランの点検
 - ・住宅改修等の点検
- 3 サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
 - ・縦覧点検・医療情報との突合
 - ・介護給付費通知
 - ・実地指導による指導・監査

上記事業に加え、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムより「給付実績の活用」として出力される情報を積極的に活用し、介護給付の適正化に取り組みます。

参考資料

○計画策定の体制と経緯

○船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

計画策定の体制と経緯

[計画策定の体制]

① 船橋市介護保険事業運営協議会

介護保険事業運営協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、市民の代表者（第1号・第2号被保険者、要介護等被保険者の家族）など18人の委員で構成され、各委員がそれぞれ専門分野の立場から審議を行い、市民本位の計画づくりに努めました。

② 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会は、船橋市介護保険事業運営協議会の下部組織として、同協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会・サービス事業者・行政の代表など17人の委員で構成され、個別的、専門的事項について調査・審議を行い計画の整合性を図りました。

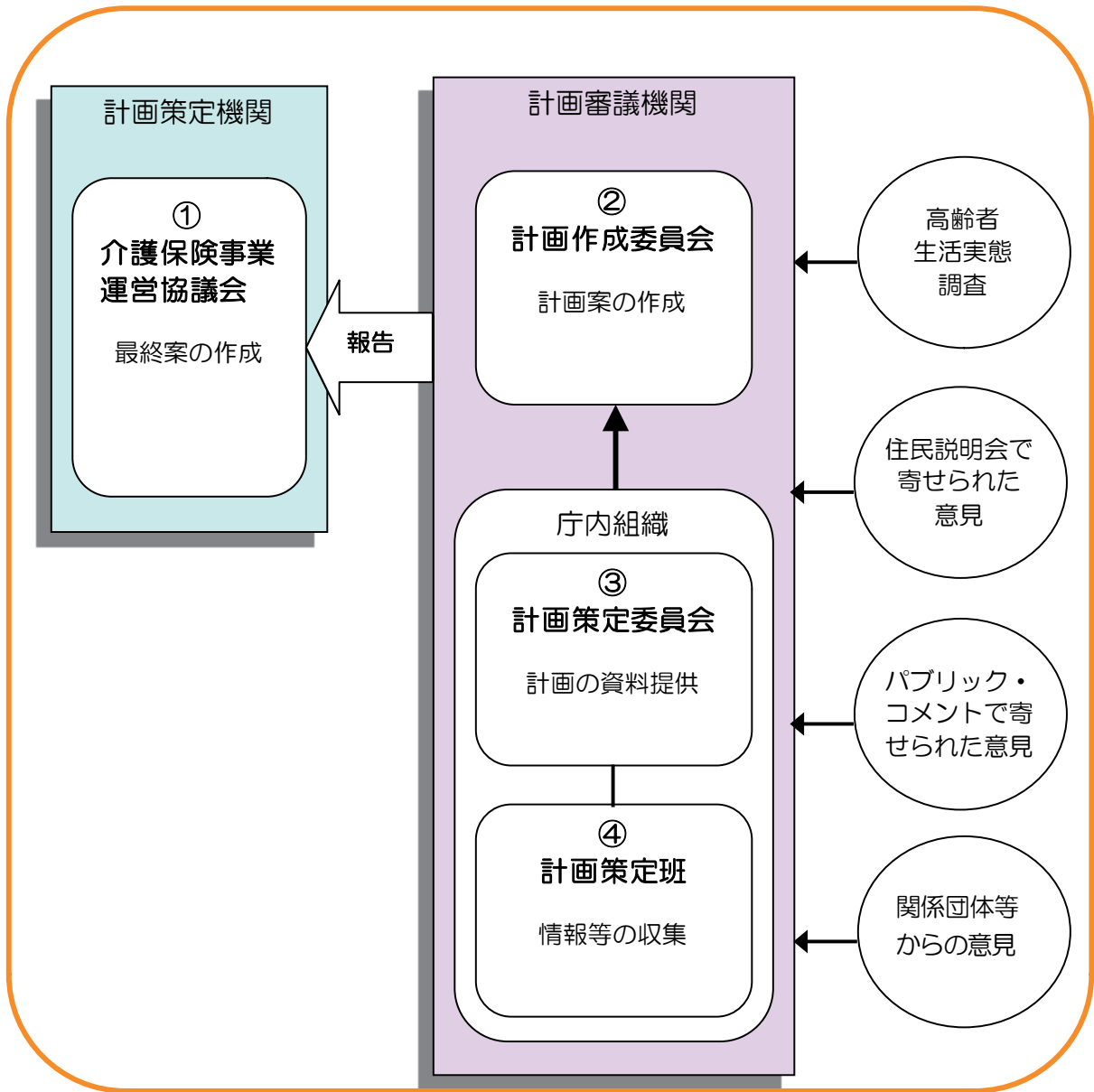
③ 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会は、行政運営上の諸問題を議論するとともに、計画を作成するための資料を提供するため、企画、財政、住宅、福祉等を始め関係部署の課長・所長20人で構成しました。

④ 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定班

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の下に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定班を置き、資料の収集及び調査研究を行い、必要な資料を作成しました。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制図



[計画策定の経緯]

平成 (年)	(月)	①介護保険事業 運営協議会	②計画作成委員会	③計画策定委員会 ④計画策定班	市の動き
25					
	11				高齢者生活 実態調査
26					
	2			第1回策定委員会 第1回策定班	
	5	第1回運営協議会			
	6			第2回策定班	
	7		第1回作成委員会		
	8		第2回作成委員会		
	9				
	10		第3回作成委員会		
	11	第2回運営協議会	第4回作成委員会		
	12				パブリック・ コメント
27					
	1				住民説明会
	2	第3回運営協議会	第5回作成委員会		

[各会議の概要]

第1回運営協議会

平成26年5月21日（水）

- 1) 第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の進捗状況について
- 3) 船橋市高齢者生活実態調査報告書について
- 4) （仮称）船橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 5) （仮称）船橋市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例の制定について
- 6) （仮称）船橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 7) 平成26年度介護報酬改定の概要

第1回作成委員会

平成26年7月30日（水）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 船橋市高齢者生活実態調査 調査結果について
- 3) 船橋市介護保険事業の動向
- 4) 船橋市介護保険事業の特性
- 5) 施設整備進捗状況について
- 6) 地域包括支援センターの事業実績について
- 7) 介護保険制度改正の方向性

第2回作成委員会

平成26年8月20日（水）

- 1) 船橋市の人口推計について
- 2) 地域包括支援センターの人員配置について
- 3) 認知症施策の推進
- 4) 市町村特別給付について
- 5) 保険料の軽減の強化について

第3回作成委員会

平成 26 年 10 月 23 日（木）

- 1) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施について
- 2) 市町村特別給付について
- 3) 保険料段階について
- 4) 地域ケア会議の推進
- 5) 認知症施策の推進
- 6) 施設等整備について
- 7) 生活支援コーディネーターの設置について

第4回作成委員会

平成 26 年 11 月 13 日（木）

- 1) 施設等整備について
- 2) 保険料段階設定等について
- 3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
- 4) その他
 - ①認知症施策の推進
 - ②船橋市における在宅医療・介護連携の推進について

第2回運営協議会

平成 26 年 11 月 26 日（水）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について
 - ①高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について
 - ②総合事業について
 - ③施設等整備について
 - ④保険料段階設定等について
 - ⑤認知症施策の推進
 - ⑥地域包括支援センターの配置整備方針について
 - ⑦船橋市における在宅医療・介護連携の推進について

第5回作成委員会

平成27年2月3日（火）

- 1) 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化について
- 2) 第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画のパブリックコメント及び住民説明会の結果について
- 3) 第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（素案）について
- 4) その他

第3回運営協議会

平成27年2月6日（金）

- 1) 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化について
- 2) 第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画のパブリックコメント及び住民説明会の結果について
- 3) 第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（案）について
- 4) 船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正の主な内容について
- 5) その他

第1回策定委員会 平成26年2月12日（水）

第1回策定班会議 平成26年2月12日（水）

第2回策定班会議 平成26年6月20日（金）

[船橋市高齢者生活実態調査]

調査時期	平成 25 年 11 月
調査目的	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、市内の高齢者などの生活実態や健康状態、介護保険および保健福祉サービスなどに関するニーズを把握し、もって計画策定の基礎資料とする。
調査対象（無作為抽出）	
① 高齢者基本調査	
	65 歳以上の高齢者で、要支援・要介護認定を受けている市民 6,000 人、 要支援・要介護認定を受けていない市民 4,000 人 計 10,000 人
② ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査	
	65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の市民の中で、要支援・要介護認定を受けていない市民 1,000 人
③ 若年調査	
	40 歳以上 65 歳未満の市民 1,000 人

[住民説明会]

内 容	①地域福祉計画について
	②高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
	③認知症サポーター養成講座
開催日・会場	平成 27 年 1 月 9 日（金） 東部公民館
	平成 27 年 1 月 13 日（火） 二和公民館
	平成 27 年 1 月 15 日（木） 高根台公民館
	平成 27 年 1 月 18 日（日） 西部公民館
	平成 27 年 1 月 20 日（火） 市民文化創造館

[パブリック・コメント]

内 容	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
期 間	平成 26 年 12 月 22 日（月）～ 平成 27 年 1 月 30 日（金）
対 象	市内在住、在勤、在学の方、事業者
閲覧場所	市ホームページ、介護保険課、高齢者福祉課、包括支援課、 行政資料室、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、 出張所、船橋駅前総合窓口センター、公民館、図書館、 老人福祉センター、保健センター

船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市の要援護高齢者及びその家族が利用する「介護サービス事業」が公正かつ、誠実に提供されているか否かのチェックや評価分析等を行い、利用者本位の事業として運営することを目的として、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第12条及び船橋市介護保険施行規則（以下「規則」という。）第24条に基づき、市長の付属機関として「船橋市介護保険事業運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者 2名
- 二 保健・医療又は福祉の専門家 11名
- 三 被保険者の代表者 2名
 - 1) 第一号被保険者の代表者 1名
 - 2) 第二号被保険者の代表者 1名
- 四 要介護等被保険者の家族の代表者 3名

3 委員の任期は、三年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(職務)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。

- 一 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- 二 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況に関する事項
- 三 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関する事項
- 四 介護保険に関する施策の重要事項
- 五 その他市長が必要と認める事項

2 協議会は、「苦情等」のため調査等を指示する場合には、国が示す「介護保険に係る相談・苦情対応マニュアル」に基づくものとする。

3 協議会は、「苦情等」のため調査が必要と認めたときは、行政に対し説明を求め、その保有する関係書類等の提出を求め、調査を指示することができる。

4 協議会は、必要があると認めたときは、専門的又は技術的な事項について専門機関に調査、分析等の依頼ができるものとする。

5 協議会は、「苦情等」のため調査・審議を行った場合は、速やかに、市長に報告するものとする。

(意見具申)

第6条 協議会は、必要な事項を調査・審議した結果、必要があると認めたときは、市長に対し意見を述べることができる。

(協議会の責務)

第7条 協議会は、要援護高齢者及びその家族の権利利益の擁護者として、公平かつ適切に職務の遂行に努めるものとする。

2 協議会は、職務の遂行にあたって行政との連携に努めるものとする。

3 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、離職した後も同様とする。

(行政の責務)

第8条 行政は、協議会の職務の遂行に関しては、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うものとする。

2 市長は、協議会から意見具申を受けたときは、これを尊重し、条例及び規則の定めるところにより、速やかに処理するものとする。

3 市長は、協議会から居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者等に関する事項について意見具申を受けたときには、必要に応じ県に報告し是正勧告を求めるものとする。

(災害補償)

第9条 委員の業務に係わる事故については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、介護保険を主管する課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

船橋市介護保険事業運営協議会委員

種別	区分	団体名等	役職	氏名
1号委員	学識経験者	淑徳大学	教授	藤野達也
		弁護士		齋藤吉宏
2号委員	保健・医療 又は福祉の 専門家	一般社団法人船橋市医師会	会長	◎玉元弘次
		公益社団法人船橋歯科医師会	会長	齋藤俊夫
		一般社団法人船橋薬剤師会	会長	土居純一
		船橋市保健・医療・福祉問題懇談会	会長	吉田幸一郎
		公益社団法人千葉県看護協会	常任理事	福留浩子
		(社・福)船橋市社会福祉協議会	会長	田久保尚俊
		公益財団法人船橋市福祉サービス公社	常務理事	松本清
		船橋市民生児童委員協議会	会長	竹澤勝昭
		船橋市自治会連合協議会	副会長兼 事務局長	○吉田壽一
		千葉県在宅サービス事業者協議会	会長	畔上加代子
		公益社団法人認知症の人と家族の会	千葉県支部副代表	児島和子
3号委員	被保険者の 代表者	第1号被保険者		岩口仁
		第2号被保険者		石毛利幸
4号委員	要介護等被保険者の家族の代表者		市民代表	武内照明
			市民代表	栗山正隆
			市民代表	瀬々紀代子
			18名	

◎会長○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行うにあたり、両計画の個別的、専門的事項について調査及び審議を行い、整合性のとれた計画策定を行うため、船橋市介護保険事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）に船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作成委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を運営協議会に報告する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案の作成に関すること
- (2) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案作成に必要な事項

(組織)

第3条 作成委員会は、17名以内の委員をもって組織する。

2 作成委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、船橋市介護保険事業運営協議会会長の推薦により市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 船橋市介護保険事業運営協議会の委員
- (3) 船橋市地域包括支援センター運営協議会の委員
- (4) 船橋市地域密着型サービス運営委員会の委員
- (5) 船橋市医師会代表
- (6) 船橋歯科医師会代表
- (7) 船橋薬剤師会代表
- (8) 船橋市老人福祉施設協議会代表
- (9) 船橋市介護老人保健施設協会代表
- (10) 千葉県在宅サービス事業者協議会代表
- (11) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (12) 船橋市民生児童委員協議会代表
- (13) 行政

(会長及び副会長)

第4条 作成委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を統理し、作成委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作成委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 作成委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(災害補償)

第6条 作成委員会の委員（他の法令による公務災害補償を受けられるものを除く）の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第7条 作成委員会の事務局は、健康福祉局福祉サービス部介護保険課地域包括ケアシステム推進室が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月19日から施行する。

この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会委員

種 別	区 分	団体名等	役 職	氏 名
1号委員	学識経験者	淑徳大学	教 授	藤 野 達 也
2号委員	船橋市介護保険事業 運営協議会の委員	船橋市自治会 連合協議会	副会長兼 事務局長	吉 田 壽 一
		市民代表		瀬 々 紀代子
3号委員	船橋市地域包括支援センター 運営協議会の委員	千葉県看護協会		高 橋 喜 美
4号委員	船橋市地域密着型サービス 運営委員会の委員	認知症の人と家族の会		永 島 光 枝
5号委員	船橋市医師会代表	同左	会 長	◎玉元 弘次
		同左	理 事	中 村 順 哉
6号委員	船橋歯科医師会代表	同左	副会長	尾 崎 隆
7号委員	船橋薬剤師会代表	同左	副会長	杉 山 宏 之
8号委員	船橋市老人福祉施設協議会代表	同左		吉 田 聡
9号委員	船橋市介護老人保健施設協会 代表	同左		池 田 嘉 人
10号委員	千葉県在宅サービス事業者協議会代表	同左	会 長	畔 上 加代子
11号委員	船橋市介護支援専門員協議会代表	同左	役 員	○佐藤 高広
12号委員	船橋市民生児童委員協議会代表	同左	理 事	石 神 稔
13号委員	行 政	健康福祉局	局 長	山 口 高 志
		健康部	部 長	佐 藤 宏 男
		福祉サービス部	部 長	飯 塚 猛 志
			17名	

◎ 会長 ○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下、「計画」という。)を作成するにあたり、庁内の関係部局の連携の促進を図り、必要な情報交換、意見交換及び資料の提供等を行うため、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下、「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議等を行う。

- (1) 計画案に関する事項
- (2) 計画を作成するための必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は別表に掲げる者をもって組織する。なお、委員長が必要と認める時は、別途委員を指名できるものとする。

- 2 策定委員会の委員長は、福祉サービス部介護保険課長を、副委員長は、高齢者福祉課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

(策定班の設置)

第5条 策定委員会の委員を補佐し議題に対する資料及び情報の収集を行い、策定委員会の議題について研究し提案するために、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定班(以下「策定班」という。)を設置する。

- 2 策定班は、委員の属する所属職員の中からその委員の推薦により、委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 策定班の班員は、委員長が必要と認める場合には、委員の属する所属職員以外から指名することができるものとする。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、福祉サービス部介護保険課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成26年1月29日から施行する。
- 2 この要綱は平成27年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は平成26年6月11日から施行する。

別表

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員

部 名	委 員
健康部	健康政策課長 健康増進課長 国民健康保険課長
保健所	保健予防課長
福祉サービス部	地域福祉課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 包括支援課長 障害福祉課長 生活支援課長
企画財政部	政策企画課長 財政課長
市民生活部	自治振興課長
都市計画部	都市計画課長
経済部	商工振興課長 消費生活課長
建築部	住宅政策課長
(教)生涯学習部	社会教育課長 生涯スポーツ課長
医療センター	総務課長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画)

いきいき安心プラン

発行日：平成27年(2015年)3月

発行：船橋市

編集：健康福祉局福祉サービス部介護保険課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-3306